

【令和8年3月30日変更】

いの町森林整備計画



計画期間

自 令和 6年 4月 1日
至 令和16年 3月31日

高 知 県
い の 町

いの町位置図



目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	1
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	1
3	その他必要な事項	1
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	1
2	天然更新に関する事項	1
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	1
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	1
5	その他必要な事項	1
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	2
2	保育の種類別の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	2
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	2
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	2
3	その他必要な事項	6
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	6
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	6
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	6
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	6
5	その他必要な事項	6
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	7
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	7
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	7
4	その他必要な事項	7

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	7
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	7
3	作業路網の整備に関する事項	7
4	その他必要な事項	14
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	14
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	14
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	14
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	14
2	その他必要な事項	15
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	15
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	15
3	林野火災の予防の方法	15
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	15
5	その他必要な事項	15
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	16
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	16
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	16
4	その他必要な事項	16
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	16
2	生活環境の整備に関する事項	16
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	16
4	森林の総合利用の推進に関する事項	16
5	住民参加による森林の整備に関する事項	17
6	経営管理制度に基づく事業に関する事項	17
7	その他必要な事項	17

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林整備の基本方針

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

3 その他必要な事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 天然更新に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

5 その他必要な事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 保育の種類別の標準的な方法

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

3 その他必要な事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

【別表1】

伊野地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	7,502
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	3,272
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	136
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	3,446
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	森林整備計画概要図のとおり	46

吾北地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,463
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	1,027
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	96
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,159
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	森林整備計画概要図のとおり	596

本川地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	6,705
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	354
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	8,051
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	森林整備計画概要図のとおり	3,033

【別表2】

伊野地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1～110-1	7,502
長伐期施業を推進すべき森林		1-1～4-1、4-3、5-1、5-2、6-3～7-1、 12-1、13-2、13-3、13-5、14-3、17- 3、17-4、18-1～19-1、19-4、20-1、2 1-7、22-1、22-2、23-1、23-2、25-1 ～27-1、34-1～35-3、35-5～36-3、38 -3、40-1、40-2、42-2、44-2、45-1～ 46-1、47-1、48-1～48-3、50-1、51- 1～51-5、52-1～53-3、55-3、56-1、5 7-6～57-9、60-3～61-1、61-3、61- 5、63-4、65-2、65-4、65-5、66-2、6 6-3、67-2～67-5、68-4、68-5、68-7 ～68-10、69-8、69-9、71-1、71-2、 71-5、72-2、72-3、73-4、73-6、73- 9、73-10、73-13、74-2、74-5～74-7、 74-9、75-2～75-5、76-4、77-2、77- 3、78-2、78-3、78-5～78-8、80-6、8 0-9、80-13、81-1～81-5、81-7、82- 1、82-2、82-4、82-5、82-7、82-9、8 2-10、82-12、83-1～83-7、83-9、 83-11、83-12、84-3～84-6、85-3～8 5-6、86-3、87-1、87-2、88-3～89-3、 91-1～94-2、94-4～94-6、95-3、95- 8、96-1～96-5、96-8～98-1、100-1、 100-2、101-3～102-1、103-2～104- 1、105-3、107-2、108-1、110-1	3,272
複層林 施業を 推進す べき森 林	複層林施業を推進す べき森林 (択伐によるものを 除く)	—	—
	択伐による複層林施 業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施 業を推進すべき森林		—	—

吾北地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1～34-6、34- 7 、34-9～35-1、 36-5～110-1、110- 2 、110-3～ 124-2、124-4～198-5、198- 6 、 199～203-3	14,463
長伐期施業を推進すべき森林		8- 2 、11-4、11-5、12-2、23-3、 23- 4 、28-1、28-2、30-4、30- 5、32-1、41-1、49-4、50-5、68- 1、70-1、70-2、73-1、78-1、7 8-3、81-1、89-1、89-4、90-1、 91-3、93-2、95-1、95-4、99-1、 100-1、100-3、101-1、102-3、 103-1、118-3、134-6、137-4、 141-3、141-5、142-1、143-2、 143-3、145-5、146-1、147-2、 148-3、157-3、169-3、186-3～ 187-1、194-2、194-3、194-5～ 194-7、195-2、196-4、197-3、 200-3	1,027
複層林 施業を 推進す べき森 林	複層林施業を推進す べき森林 （択伐によるものを 除く）	—	—
	択伐による複層林施 業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施 業を推進すべき森林		—	—

本川地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1～13-3、13- 4 、13- 5 、14-1 ～73-4、84-1、84- 2 、86- 1 、88- 3 、89- 1 、90- 1 92- 1 、93- 2 、94- 1 、97-1～111-2、112- 1 、113-1～114-5	6,705
長伐期施業を推進すべき森林		36-1、43-3、50-1、50-2、56-2、 59-1、59-2、66-4、67-4、 110-1、110-2、112-4、	354
複層林 施業を 推進す べき森 林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

注) 数値は、小班区域の一部を意味する。

3 その他必要な事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

5 その他必要な事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域（計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域）については下表のとおりとする。

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
伊野地区	321	石見東線外	3,950	①	13～14, 43～44林班
吾北地区	13,030	土居柳野線外	22,850	②	1～37, 43～95, 100～157, 161, 165～197林班
本川地区	8,290	越裏門大森線外	10,620	③	11～47, 68～115林班

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、かつ、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体とした森林施業の加速化等といった森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

基幹路網の整備計画については、下表のとおりとする。

基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用 区域 面積 (ha)	うち 前半 5年 分	対図 番号	備考
開設	自動車道		下八川 大野内	土居柳野	2,000	1,429	○	①	吾北 地区
開設	自動車道		清水上分 ナロ	鈴山	240	82	—	②	吾北 地区
開設	自動車道		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	350	115	—	③	吾北 地区
開設	自動車道		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	590	62	—	④	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 フヂガノ	長山	350	55	—	⑤	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 ハネ	小申田程野	280	85	—	⑥	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	小川東津賀才 宮野瀬	約束田	700	214	○	⑦	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 イノサコ	内野	300	63	—	⑧	吾北 地区
開設	自動車道		小川東津賀才 横荒	岩川内花ノ木	1,000	263	—	⑨	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 橋ノ本	上八川南第1	140	350	—	⑩	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 カゲ野	カゲ野	600	206	—	⑪	吾北 地区
開設	自動車道		小川東津賀才 休場	穴瀬	1,100	144	—	⑫	吾北 地区
開設	自動車道		上八川下分 山口	山口	1,500	163	—	⑬	吾北 地区
開設	自動車道		小川縦ノ木山 丸石	柳野高樽	500	254	—	⑭	吾北 地区
開設	自動車道		下八川 東屋敷	横野	500	105	—	⑮	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 和十市	川窪島ヶ峰	500	155	—	⑯	吾北 地区
開設	自動車道		小川新別 東野獄	松ノ木仲井谷	500	122	—	⑰	吾北 地区
開設	自動車道		小川新別 小倉川向	新別丸大野	1,500	109	—	⑱	吾北 地区

開設	自動車道		小川縦ノ木山 山尾	大野高樽	1,200	1,897	○	⑲	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	小川東津賀才 東谷	南越須別当	4,000	200	—	⑳	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	上八川下分 葛川	枝川島ヶ峰	5,000	250	—	㉑	吾北 地区
開設	自動車道		越裏門 イル谷	越裏門大森	1,560	1,159	○	㉒	本川 地区
開設	自動車道		大森 東ノ藪	大森藤木谷	1,000	57	—	㉓	本川 地区
開設	自動車道	林業 専用道	葛原 葛原山	葛原山	930	104	○	㉔	本川 地区
開設	自動車道		大森 東ノ藪	大森戸中	7,000	296	—	㉕	本川 地区
開設	自動車道		葛原 宮谷	名の谷中野川	130	595	○	㉖	本川 地区
開設	自動車道		柳瀬石見 石見東	石見東	3,000	99	—	㉗	伊野 地区
開設	自動車道		中追 スケガサコ	北谷支	950	93	○	㉘	伊野 地区
開設 計						28 路線 37,420 m			

拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		中追 平川	中追西	1 箇所 1 箇所	85	—	㊸	伊野 地区
拡張	自動車道 (局部改良)		中追 スケガサコ	北谷	1 箇所	190	○	㊹	伊野 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		中追 三ツ内	三ツ内	1 箇所 1 箇所	737	○	㊺	伊野 地区
拡張	自動車道 (舗装)		中追 スケガサコ	北谷支	1 箇所 550	90	—	㊻	伊野 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁改良)		小川縦ノ木山 堂ノ向	東谷大森	1 箇所 2,200 2 箇所 1 箇所	592	○	㊼	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁改良)		上八川上分 奥瀬戸	川窪芥川	1 箇所 1 箇所	334	—	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		小川縦ノ木山 妙見	谷屋敷	8 箇所	262	—	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁改良)		上八川下分 石船	大久保	2 箇所 1 箇所	162	—	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		清水上分 岸ノ下	程野支	1 箇所 1,300 4 箇所 1 箇所 1 箇所	254	—	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁改良)		小川新別 小倉	新別仲井谷	1 箇所 1 箇所	100	—	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁改良)		小川縦ノ木山 大本	中峯	1 箇所 1,100 7 箇所 1 箇所	74	○	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁改良)		上八川上分 南川	南川	1 箇所 300 1 箇所	83	—	㊽	吾北 地区

拡張	自動車道 (舗装)		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	1 箇所 2,064	115	—	㊸	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良)		小川東津賀才 宮野瀬	約束田	1 箇所 2,000 1 箇所 1 箇所	337	—	㊹	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁改良)		清水上分 ナロ	鈴山	1 箇所 1 箇所	82	—	㊺	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		上八川下分 須別当	須別当	1 箇所 220	160	—	㊻	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		上八川上分 和十市	川窪島ヶ峰	1 箇所 1,900	155	—	㊼	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁改良)		小川柳野 イデノオク	柳野カゲ	1 箇所 1,494 1 箇所	50	—	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		小川縦ノ木山 境谷	境谷	1 箇所	61	—	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁改良)		小川縦ノ木山 堂ノ向	堂ヶ内	1 箇所 3,600 1 箇所 1 箇所	158	—	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		清水下分 フジノトウゲ	松ノ木川窪	1 箇所 1,418	40	—	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	1 箇所 1,214	62	—	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		下八川 大野内	土居柳野	1 箇所 3,000	1,429	—	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		上八川上分 カゲ野	カゲ野	1 箇所 1,700 2 箇所 2 箇所	206	○	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		小川東津賀才 休場	穴瀬	1 箇所 1,782 5 箇所 1 箇所 1 箇所	36	—	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川東津賀才 上石ガミ	成川北	1 箇所 3,000	162	—	㊿	吾北 地区

拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		清水上分 上トンボ	程野黒丸	1 箇所 1 箇所 4 箇所	1,272	○	⑤⑤	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (幅員改良)		小川縦ノ木山 山尾	大野高樽	1 箇所 2,000 3 箇所 1 箇所	1,897	—	⑤⑥	吾北 地区
拡張	自動車道 (橋梁改良)		上八川下分 川井	木折山	2 箇所	195	—	⑤⑦	吾北 地区
拡張	自動車道 (橋梁改良)		清水下分 ホコ石	馬路	1 箇所	136	—	⑤⑧	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		清水上分 カショウ	程野1号	1 箇所 2,000 1 箇所 1 箇所 1 箇所	81	—	⑤⑨	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		上八川下分 本荒	成川	1 箇所 1 箇所 3 箇所	712	—	⑥⑩	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		清水上分 瀧ノ上エ	程野敷楨	1 箇所 3,965 1 箇所	173	○	⑥⑪	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良)		寺川 秋切	寺川秋切	1 箇所 2,400 1 箇所 1 箇所	377	—	⑥⑫	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		足谷 中川	足谷	2 箇所 2 箇所 2 箇所	283	—	⑥⑬	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		越裏門 イル谷	越裏門大森	1 箇所 2,000 3 箇所 2 箇所 3 箇所	1,159	—	⑥⑭	本川 地区

拡張	自動車道 (法面保全)		中野川 エトコ	中野川長又	3 箇所	288	—	⑥5	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		桑瀬 長又	寒風大座礼西	1 箇所 4,500 5 箇所 2 箇所 4 箇所	1,829	○	⑥6	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁改良)		寺川 土居	寺川	1 箇所 1,683 2 箇所	592	—	⑥7	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		中野川 大畝	中野川	1 箇所 703	75	—	⑥8	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		高藪 土居	高藪	1 箇所 946 1 箇所	60	—	⑥9	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		戸中 ツヅラクロタ キ	長沢川口	3 箇所 10 箇所	1,816	—	⑦0	本川 地区
拡張	自動車道 (橋梁改良)		越裏門 宮ノ内	越裏門白猪谷	1 箇所	32	—	⑦1	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		足谷 土居	足谷土居	1 箇所 1,592	64	—	⑦2	本川 地区
拡張	自動車道 (局部改良)		戸中 ナラノキ畝	戸中	1 箇所	3	—	⑦3	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		高藪 土居	笠成	1 箇所	67	—	⑦4	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		葛原 本モ家	郷じ藪	1 箇所	61	—	⑦5	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		長沢 立橋	長沢立橋	1 箇所 2 箇所	102	—	⑦6	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良) (トンネル)		脇の山 根藤	一の谷脇の山	1 箇所 1 箇所 3 箇所	355	—	⑦7	本川 地区
拡張 計					49 路線				
				舗装	27 箇所 50,631 m				

	局部改良	38 箇所				
	橋梁改良	47 箇所				
	法面保全	48 箇所				
	幅員改良	1 箇所				
	トンネル	3 箇所				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 細部路網に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 鳥獣害対策の方法

鳥獣害対策の方法について、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、人工植栽が予定されている森林を中心に次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進する。鳥獣害防止対策の実施に当たっては、アに掲げる防護柵の改良等を行いながら被害防止効果の発揮に努めるとともに、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携・調整に努める。報償金及び補助金額及び交付対象時期は以下のとおりである。

(参考) 有害鳥獣（シカ）報償金早見表

月 鳥獣名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
シカ	町単独報償金 20,000 円											
	緊急捕獲事業（国） 成獣 7,000 円 幼獣 1,000 円											
									シカ個体数調整事業（県+町） 16,000 円			

※令和7年4月1日版

ア 植栽木の保護措置

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

イ 捕獲

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 その他必要な事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

3 林野火災の予防の方法

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

5 その他必要な事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

2 生活環境の整備に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

歴史や豊かな自然環境を体感することができる森林総合利用施設については、都市住民と地域の交流の場としての活用も図りつつ、景観に留意する等、周囲の森林と一体となった適切な管理に努めることとする。また、雄大な四国山地を背景とした通年の山岳観光実現に向け、近隣3市町村との連携による「石鎚山系連携事業協議会」において情報収集やイベントを実施している。なお、平成30年11月に設立された、近隣3市町村と民間事業者による「株式会社ソラヤマいしづち」が石鎚山系エリアを中心とした観光事業の成立を目指し事業展開をしている。

また、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所と連携し、森林の利用についての検討を行う。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規 模	位置	規 模	
木の根 ふれあいの森	戸中	35ha 研修館 コテージ5棟 キャンプサイト	戸中	35ha 研修館 コテージ5棟 キャンプサイト	▽

成山 和紙の里公園	成山	5 ha 遊歩道	成山	5 ha 遊歩道	▽2
程野 森林公園	清水 程野	110ha 森林生態学習館 バンガロー11棟 キャンプサイト等	清水 程野	110ha 森林生態学習館 バンガロー11棟 キャンプサイト等	▽3

5 住民参加による森林の整備に関する事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

6 経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

令和4年度に策定した、いの町意向調査実施計画に基づき下表のとおり意向調査を実施し、実施結果等を踏まえ、必要に応じて経営管理権の設定を行うこととする。ただし、経営管理実施権の設定が困難な森林については、森林所有者と受委託契約を締結し、保育間伐等を行う町独自の森林経営管理事業を実施し、森林の適切な経営管理を行う。

年度	作業種	地区	林 班	面積(ha)	備 考
6	意向調査	吾北	142 143 144	161.47	
			63	74.01	
	境界明確化	本川	31 32	113.17	
7	意向調査	伊野	79	32.43	
			10 11 12	127.89	
			64	88.51	
	境界明確化	本川	57	104.99	
8	意向調査	伊野	80	100.85	
			13 14	160.99	
	境界明確化	吾北	94	103.46	
9	意向調査	伊野	81	69.01	
			15 16	121.34	
		吾北	45	92.58	
10 以降	意向調査	伊野	42 43 44 48 49 52 53	573.62	
			56	80.05	
		本川	43 44 45 46	334.56	
合 計				2,338.93	

(2) 計画期間内における市町村経営管理事業計画

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。

7 その他必要な事項

令和7年3月21日公表の森林整備計画のとおり。